

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年8月9日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の 総ト ン数	漁業者の資格	許可また は起業の 認可をす べき漁業 者の数
水産動 植物の 種類								
なまこ漁業 (なまこ潜水 器漁業及び繁 殖期なまこ漁 業を除く。)	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業一共 第306号に隣接する 漁業権が設定されて いない海域	8月1 日から 3月31 日まで	—	—	大船渡市に住所を有する者	72

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年9月1日から令和5年10月6日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から、令和6年3月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。